

公益社団法人習志野市シルバー人材センター会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人習志野市シルバー人材センター定款第7条に定める費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、総会決議で定めた次の各号の額とする。

- (1) 正会員の会費は、3,000円とする
- (2) 特別会員の会費は、3,000円とする
- (3) 賛助会員の会費は、1口1,000円とし、口数は1口以上とする

(会費の納入期日)

第3条 会費は、毎年1回4月1日から5月末日までに納入するものとする。ただし、新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後、1ヵ月以内に納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、会費の額以外に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、公益社団法人習志野市シルバー人材センターの設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。